天 理 市 農 業 委 員 会　議 事 録

・日　　時　　　令和４年１１月８日（火）午後１時52分～午後２時15分

・場　　所　　　天理市役所　５階　５３３Ｂ　会議室

・出席委員

　（農業委員）

１番　　田中　秀佶　君　　　　　　　　２番　　欠員

３番　　中嶋喜代次　君　　　　　　　　５番　　藪内　清光　君　　　　　　　　６番　　藏本　純次　君　　　　　　　　７番　　𠮷田　幸雄　君　　　　　　　　８番　　川畑　　稔　君　　　　　　　　10番　 松井　義憲　君

　（農地利用最適化推進委員）

　　山の辺地区　　箕手　　宏　君　　　　　　前栽地区　　庄司　茂治　君　　　　　井戸堂地区　　松本　和成　君　　　　　二階堂地区　　松本　淸一　君

朝和西部地区　　野田　潤一　君　　　　　　柳本地区　　杉田　義正　君

　櫟本地区　　奥出　善嗣　君　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦　君

・事務局職員　局長　　奥田　　彰　 　　　　　主幹　　藪　　英一

・欠席委員

　（農業委員）　４番　　榎堀　秀樹　君　　　　　９番　　龍見　喜朗　君

（農地利用最適化推進委員）　丹波市地区　　山原　　修　君

朝和東部地区　　南浦　康男　君

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第３号　　その他

　　　　　　　市街化区域の専決処分について（報告）

事務局長（奥田彰君）

委員の皆様、本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。定刻の時間より早いですが、皆様お揃いですので、ただ今より11月定例委員会を開催いたします。

　本日、欠席の委員は、榎堀委員と龍見委員、推進委員の山原委員、南浦委員から欠席の連絡を受けております。

本日出席の農業委員は７名で、定数の過半数を超えておりますので、委員会は成立しております。

次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行をお願いいたします。

議長（松井義憲君）

委員の皆様、委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今年はコメのほうも順調に育って、平年並みの収穫ということでございます。

順調に実りの秋を迎えたところでございます。また、市内を見ますと、イチョウが

きれいに色づいてきています。見ごろを迎え、いい季節になったわけです。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、11月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

　ご同意いただけましたので、６番　藏本委員と、７番　𠮷田委員にお願いしたいと思います。

議長（松井義憲君）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」４件について説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、新規就農を事由とする所有権移転　売買です。

場所の地図は、議案書の２ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番表記のとおりです。

新規就農ですので、10月27日に、松井会長と地区担当の吉田副会長、奥出推進委員、事務局職員とで新規就農者ヒアリングを行いましたのでご報告いたします。

譲受人は、54歳　職業は自宅で歯科医院をされております。作付け予定品目は果樹と野菜です。

農地取得の動機ですが、譲渡人は高齢のため農地の管理が出来ないため、農地を買い受け、自ら無農薬で作った安心安全な物を食べたいからということです。

営農計画は自宅から軽トラで３分ほどで圃場につきますので、週に２日程度を妻と協力して耕作します。果樹はすでに植えており柿やブルーベリー等を収穫しています。販売はせず全て自家消費です。農業機械は所有していませんが、農地の管理が出来る程度の農具は所有しております。

面接を務められた吉田副会長からは、「自然農法であっても農地の管理が十分できないと近隣の農地に迷惑がかかります。周辺の農家から不満がでないようにしっかりと農地管理をしてください」と助言をして頂きました。

また、新規就農でございますので許可後５年間の営農規制が適用されます。当該農地について、５年以上継続して耕作し、その間転用等をしない旨の営農誓約書を添付していただいております。

２番申請は、耕作地の拡大を事由とする所有権移転　売買です。場所の地図は、

議案書の３ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は２番表記のとおりです。

なお、下限面積の関係で譲受人には３年間の営農誓約書を添付して頂いております。

３番申請は、現在耕作中の農地が近い将来転用で使えなくなることによる、代替耕

作地の取得を事由とする使用貸借権の設定です。

場所の地図は、議案書の４ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

４番申請は、新規就農を事由とする、使用貸借権の設定です。場所の地図は、議案

書の５ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は４番表記のとおりです。

新規就農ですので、10月27日に、松井会長と地区担当の藪内委員、辻󠄀沢推進委員、事務局職員とで新規就農者ヒアリングを行いましたのでご報告いたします。

新規就農者は63歳、職業は申請地の近隣で建設業をされております。作付け予定

品目は水稲です。

農地取得の動機ですが、申請地の近隣で建設業をしており、５年ほど前から農業を始めた。譲渡人は高齢で耕作できないため、今回正式に農地を借りて、米作りをするということです。

営農計画は自営の従業員と共に耕作する。年間従事日数は180日程度で水稲を作ります。販売はせず、全て従業員などと自家消費します。今年も米の収穫はしており、農業機械も所有しております。

面接を務められた藪内委員、辻󠄀沢推進委員からは、周辺は獣害も多く水路の管理も大変であるがその点は問題ないのかと質問がありました。獣害対策はしていますがなかなか厳しいことは承知しております。建設業をしているので柵の設置や農地整備にも対応できます。すでに近隣住民の方たちとは十分な人間関係ができておりますので、周辺の農家から不満が出るようなことは致しませんとのことでした。

また、新規就農でございますので許可後５年間の営農規制が適用されます。当該農地について、５年以上継続して耕作し、その間転用等をしない旨の営農誓約書を添付していただいております。

以上、４件の申請は、天理市農業委員会が定める下限面積（耕作面積）の2,000㎡も超え、また、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、委員会で処理することといたします。

次に、議案第２号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第２号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画15件について

説明いたします。議案書６ページと７ページをご覧ください。

それでは１番から14番までを一括説明させていただきます。

利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。

次に、議案書８ページの15番です。利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。すべて、なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、いずれも水田として利用する使用貸借で、期間の更新となります。

以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただ今、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、議案第２号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

　次に、議案第３号　その他「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第３号　その他　令和４年10月分の市街化区域転用の届出について、ご報告いたします。資料番号１をご参照ください。

令和４年10月の市街化区域 転用届出といたしまして４条届出は、青空駐車場及び倉庫　１件　472㎡。５条届出は、青空駐車場１件　431㎡でした。市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただいま報告ありました、10月分市街化区域の専決処分について、何かご意見、ご

質問はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

　それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田彰君）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・令和４年度親睦旅行のご案内ほか

議長（松井義憲君）

それではこれをもちまして11月の定例委員会を閉会させていただきます。

本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ４年　１１月　９日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員